

## 令和5年度『登米市とめ地域応援商品券』取扱要領

1. 目的：エネルギー・食料品等の価格高騰に対する経済対策として、全市民に商品券を配布し、家計負担の軽減と地域経済活動への支援を目的とする。
2. 事業主体：登米地域商工会連絡協議会（事務局：登米みなみ商工会）  
登米中央商工会・みやぎ北上商工会・登米みなみ商工会
3. 商品券：お一人様1セット5,000円分（1,000円券5枚綴）  
（内訳）地元券（一般小売店等） 4枚（4,000円）  
共通券（一般小売店等・大型店併用）1枚（1,000円）  
※一般小売店等とは、地元のお店（地元資本の小売・飲食店等）を指し、大型店とは、大規模小売店舗立地法に伴う店舗面積1,000㎡を超える大規模小売店舗（地元資本の店舗を除く）又は県外に店舗を展開する全国チェーン店をいう。但し、フランチャイズ店やボランタリーチェーン店は一般小売店等とみなします。
4. 配布対象者：登米市内全市民（令和5年6月1日時点 住民登録者）  
※商品券は、登米市から世帯主へ世帯分をまとめて『ゆうパック』により送付します。
5. 発行予算額：3億7,750万円（75,500セット）
6. 取扱店：登米市内に事業所・店舗等を有する事業者  
※取扱店は商品券に同封される「取扱店一覧」、各商工会ホームページ、登米市ホームページ及び店頭に掲示する「取扱店証」で市民に周知します。
7. 使用期間：令和5年9月1日（金）～12月31日（日）（使用期間後は無効）

【見本】



8. 使用方法：取扱店で現金と同様に使用できます。（お釣りは出さないものとします）
9. 使用対象：取扱店の商品及びサービス等  
（診療報酬も患者負担分は使用対象とします）  
※商用決済資金、切手・印紙・プリペイドカード、その他商品券等換金性の高い物、不動産、金融商品、たばこ等は対象外とします。  
※尚、取扱店で使用できない商品等がある場合は、取扱店側でお客様に周知してください。
10. 換金期限：令和6年1月25日（木）【受付期限1月15日（月）】

11. 換金方法：指定口座へ振込

- ※取扱店は、市内商工会本所・支所の窓口に回収した商品券を持参し、換金手続きを行ってください。
- ※換金は、換金請求書に換金枚数を記入し、回収した商品券と共に商工会にご持参ください。
- ※換金する商品券の裏面には、必ず事業所名を明記（ゴム印等）してご持参ください。
- ※後日口座振込みにて決済いたします。（現金及び小切手での対応はいたしません。）
- ※取扱店への振込みは月2回とします。
- ※締切日は、原則毎月5日・15日とし、振込日は、15日・25日とします。締切日、振込日が土日・祝日の場合は、翌営業日とします。
- ※振込口座は、七十七銀行、仙台銀行、仙北信用組合、石巻商工信用組合、一関信用金庫、石巻信用金庫、ゆうちょ銀行、農協等の口座とします。（インターネットバンクは対象外）
- ※換金にかかる手数料は、無料とします。

12. 遵守事項：本事業の性質上、取扱店間での商品券の使い回しは、厳禁とします。

13. 偽造防止：①商品券表面にホログラム加工を施しております。

②商品券をコピーすると裏面に「複写」の文字が浮き出します。

- ◎偽造された商品券は換金できませんので、受け取りの際はご注意ください。
- ◎偽造された商品券と判別した場合は、受け取りを拒否し、最寄りの商工会へ連絡をお願いします。

【見本】



表面

裏面

